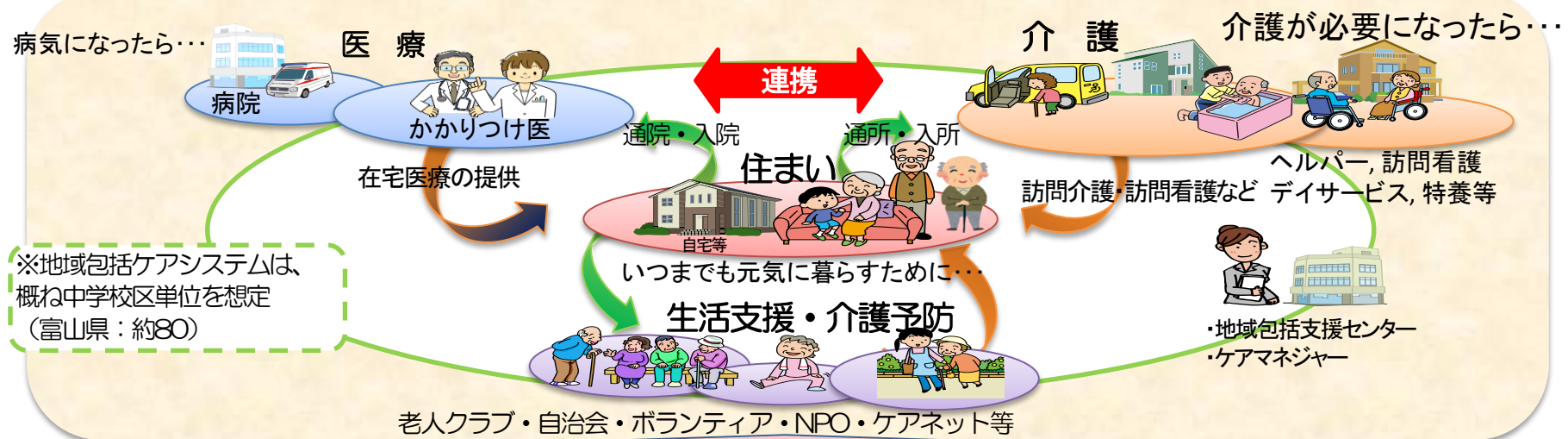


地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいいます



市町村

■生活支援・介護予防（民間とも協働し、体制整備）

- 多様な主体（ボランティア、NPOなど）による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築
 - 自治会圏域…見守り、交流サロン、体操など
 - 小学校圏域…買物支援、家事援助など
 - 市町村圏域…外出支援（送迎）、食材配達など
- 生活支援コーディネーターの配置など

■在宅医療と介護の連携

- 在宅医療と介護に関する相談窓口の設置
- 住民への普及啓発
- 医療・介護関係者の研修
- 医療・介護関係者の患者・利用者情報共有 など

■認知症

- 認知症初期集中支援チームの設置
- 地域支援推進員の配置
- 認知症カフェの設置
- 認知症サポーターの養成

県（人材育成・後方支援）

■普及啓発 地域包括ケアシステム推進会議、県民フォーラム、実践団体の募集・登録、顕彰

■生活支援・介護予防

- ・市町村職員等向けセミナー（介護予防、在宅医療・介護連携、認知症など）
- ・生活支援コーディネーター研修
- ・介護予防・日常生活支援総合事業への支援

■在宅医療と介護の連携

- ・在宅医療支援センターへの支援
- ・在宅医療に取り組む医師の確保
- ・訪問看護職員の確保
- ・福祉、介護職員の確保

■認知症

- ・認知症の街頭啓発活動等の実施
- ・認知症初期集中支援チーム員の養成
- ・地域支援推進員の養成
- ・認知症サポーター講師の養成